

介護老人保健施設短期入所療養介護重要事項説明書

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 寿芳苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が短期入所療養介護入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、引き続き当施設を利用できるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。

なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。

- 1 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- 2 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護サービスの提供を超えると判断された場合
- 3 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- 4 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 5 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、前月料金の合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに

応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持）

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- 2 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- 3 介護保険サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合には、予め同意を得るものとします。
- 4 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により他受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第10条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、管理者宛ての文書で申し出ることができます。

（事故発生時の対応と賠償責任）

第11条 事故が起こった場合には速やかに、家族及び関係者に連絡するとともに状況及び事故に際して採った処置を記録して保存します。

- 2 短期入所療養介護サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 3 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 寿芳苑のご案内
(令和6年 8月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 寿芳苑
- ・開設年月日 平成 2年 5月 24日
- ・所在地 姶良郡湧水町北方 1857
- ・電話番号 0995-74-3300
- ・ファックス番号 0995-74-2504
- ・管理者名 永田 智行
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (4652880024号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 寿芳苑の運営方針]

「医療法人永光会老人保健施設寿芳苑は、病状定期にあり、家庭復帰を目指している老人の皆様のリハビリテーションや看護、介護、医療、生活のお世話を誠意をもってします。又、地域や家庭の皆様との交流を大切にし、一緒に歩んでいきたいと考えています。」

(3) 施設の職員体制

職 名	常 勤	非 常 勤	夜 間	業 務 内 容
・医 師	1	3		
・看護職員	15		1	
・薬剤師	0	1		
・介護職員	24	1	3	
・支援相談員	2			
・作業療法士	3			
・管理栄養士	1			
・介護支援専門員	4			
・事務職員	2			
・その他	3		1	

(4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 34名)

・療養室 個室 10室、2人室 3室、4人室 21室

(5) 通所定員 16名

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 短期入所療養介護計画の立案

③ 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 18時00分～18時30分

⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じ

- て清拭となる場合があります。)
- ⑥ 就寝時間 21時00分～
 - ⑥ 医学的管理・看護
 - ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
 - ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
 - ⑨ 相談援助サービス
 - ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ⑪ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に用）
 - ⑫ 行政手続代行
 - ⑬ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 栄和会 寺田病院
 - ・住 所 鹿児島県大口市上町31番地4
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 田中歯科医院
 - ・住 所 姶良郡湧水町木場148番地
 - ・名 称 上原歯科医院
 - ・住 所 姶良郡湧水町木場280番地5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項（説明いたします。）

- ・面会
- ・外出・外泊
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・ペットの持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・外泊時等の施設外での受診

5. 非常災害対策

- ・非常対策時の対策について・・・別途定める「防災マニュアル」に準じ行います。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難スロープ
- ・防災訓練 年2回

6. 感染対策について

感染症対策委員会を設置し、施設内で起こりうる感染症に対し適切な対応を取れるように感染対策のマニュアルを作成しています。

7. 虐待防止の対応について

- ・虐待防止委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知

徹底を図ります。

- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

8. 介護事故防止について

施設は事故防止検討委員会を設置し、介護事故防止安全管理体制を整えています。

9. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生において利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。又安全の確保の為火器類（マッチ、ライター等）の持ち込みを禁止致します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0995-74-3300）

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

担当：支援相談員 久原 雪菜・赤迫 ゆかり

時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15

尚、その他各関係機関及び各市町の苦情受付担当窓口は別紙にて示します。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
(入所要件：要介護度区分 1～5の確認をさせていただきます。)

2. 短期入所療養介護サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるか、居宅介護支援事業者と連携を図り施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
また、介護保険サービス利用について関係各機関との連携のための情報提供についても、同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

多床室（相部屋）	従来型個室
・要介護1 813円	・要介護1 738円
・要介護2 863円	・要介護2 784円
・要介護3 925円	・要介護3 848円
・要介護4 977円	・要介護4 901円
・要介護5 1,031円	・要介護5 953円

*ただし、希望により送迎を行った場合、片道184円加算されます。

*療養食加算は、上記施設利用料に1回分の食事につき8円加算されます。

*認知症ケア加算は、上記施設利用料に76円加算されます。

*サービス提供体制強化加算は、上記施設利用料に6円加算されます。

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。（518円）

*その他（介護職員等処遇改善加算（説明））

(2) その他の料金

① 居住費（滞在費）（1日当たり）

・多床室（相部屋）	第一段階：0円 第二段階～第三段階①②：430円 第四段階：437円
・従来型個室	第一段階～第二段階：550円 第三段階①②：1,370円 第四段階：1,728円

② 食費 朝食：400円 昼食：500円 夕食 545円

③ 日用品費 実費相当分（施設分提供の場合、ご希望による）

④ 教養娯楽費 実費相当分（施設分提供の場合、ご希望による）

⑤ 洗濯代 550円/kg（業者に依頼した場合）

⑥ 電気代 55円/日（器具類持ち込みの場合）

(3) 支払い方法

・毎月、月末までに前月分をお支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、現金書留でお願いします。入所契約時にお選びください。

*関係各機関市町の苦情相談受付担当窓口

各機関市町名	所在 地	電話番号
国民健康保険 団体連合会	鹿児島市 鴨池新町7-4 FAX:099-250-4307	099-213-5122
鹿児島県くらし保健 福祉部 介護保険室	鹿児島市 鴨池新町10-1 FAX:099-286-5554	099-286-2674
《姶 良 地 区》		
湧水町役場栗野庁 舎 介護保険係	〒899-6292 姶良郡湧水町 木場222番地	0995-74-3111
霧島市保健福祉部 介護保険グループ	〒899-4394 霧島市国分中央3丁目45-1	0995-45-5111
加治木総合支所 福祉係	〒899-5294 加治木町 本町253	0995-62-2111
溝辺総合支所 市民福祉グループ	〒899-6493 霧島市溝辺町有川341	0995-45-5111
横川総合支所 市民福祉グループ	〒899-6303 霧島市横川町中ノ263	0995-72-0511
湧水町役場吉松庁 舎 介護保険係	〒899-6192 姶良郡湧水町 中津川603	0995-75-2111
牧園総合支所 市民福祉グループ	〒899-6592 霧島市牧園町宿窪田2647	0995-76-1111
姶良市市役所 介護保険係	〒899-5492 姶良市 宮島町25	0995-66-3111
《大口・伊佐 地 区》		
伊佐市役所大口庁 舎 介護保険係	〒895-2595 大口市 里1888	0995-23-1311
菱刈庁舎 高齢者支援係	〒895-2701 菱刈町 前目2106	0995-23-1311
《その他の地区》		
鹿児島市役所 介護保険課	〒892-8677 鹿児島市 山下町11-1	099-216-1280
薩摩川内市役所 介護保険係	〒895-8650 薩摩川内市 神田町3-22	0996-23-5111
えびの市役所 介護保険係	〒889-4292 えびの市 栗下1292	0984-35-1111